

# 時事新報

## 時事新報

第千四百五十四號  
 明治十九年十二月九日 本曜日  
 舊丙戌十一月十四日 (癸卯)  
 出刊時間 午前六時五十分  
 入刊時間 午後四時十五分  
 月入金 四圓三十分  
 半年入金 二圓三十分  
 一年入金 四圓三十分  
 (西曆一千八百八十六年)

左の一着の本年二月東京灣を解纜して濠洲南洋地方の巡航を起したる帝國軍艦隊が便船して各地を巡覽し近日無事に歸京しるる學士志賀重昂氏が南洋巡航紀聞中の一節あり、時事新報記者

志賀 重昂

日本と濠洲との貿易  
 工業興すべし物産殖すべし日本人は冒險企業の氣概に乏し宜しく英米人を則る可し我國内に資本の餘裕無し宜しく外債を起す可し外國の資本を輸入す可し外人の内地雜居を獎勵して以て國內の金融を滑かに可し是れ今之學者が既説する處なり其議論の是非の予の與り知らざる處ありと雖も假り我國萬般の事物をして悉く志士が意の如くあらし先毫も不滿不足無き境遇に到らざるものと想像して資本の日本國內に充實し各種の工業は日に興り諸般の物産は海のごとく且山のごとく堆積せしめ消費しよれば販賣するの好市場無ければ眞の實の持ち腐りにして所謂賣棗に墮つれども用無ければ納めざるに等しきものと云ふ可し今日我國の風潮は漸次興業殖産の一途に歸する傾向ありれば數年と出ずして國內の工業生産の興起するは期して待つ可きものあり然れば今日より豫め後圖をなし屬ねく各國と通覽して其俗を察し風を觀て箇々の嗜好を査し人々の需用を考へ以て他日の爲めに廣く新販路を世界に求むるに敢て大早計と云ふ可らず其事の肝要あること猶今日陸海軍參謀の諸士が各國の兵勢地形人情等を觀察するに等しきものなり將又今日只今と雖ども我國の物産を新に消費販賣すべき好市場あれば敢て他日と待たず直ちにこゝ手を着け盛んに通商貿易を試む可きは理の當然にして予が嗚々待たざることをならん

我日本の東隣を米國となし西は支那、北は露領滿洲、南は南洋の諸島を濠洲と稱す(濠洲并新西蘭)とす、東南北の三隣國は夙も吾國人の通商貿易する處に在り、公私の交際往來も亦頻繁なりと雖も獨り南洋の濠洲に限り今日に到るまで未だ毫も我國人の注意を惹かざるの實に不可思議の至りなりと云ふ可し、今日の濠洲は五年前の濠洲に非ず今日の濠洲も亦後年パナマ運河落成後の濠洲に非ざるべし其進歩發達の速かなるの尋常應想力の外に出で眞に駭愕も及ばざる有様なり人口の三百萬に餘り廿萬人以上は都會二箇、一萬人以上の都會十餘箇を以て數へ鉄道線の延長は業既に五千英里を超へ其人民も同へば敢爲剛毅の氣象を以て名を博せたるアングロ・サクソン民族中の最も敢爲剛毅なるもの、團結したるものあり斯く文明開化は一邦國が近く我が南洋に在るものあり我輩が今日まで此れと交通往來せざりしは眞に解すべからざる次第なり尤も我國の物産と雖も濠洲の市場も販賣を試みたる事無きに非ず即ち、府はハイロ公園に到れば日本人體中にて最下等の撰本とも稱すべき人三十九名の出品あり即ち乞食芝居の役者、喰詰りたる茶屋女、傀儡師、藝妓、破落戸等にして所謂日本村落の材料となすものなり其他二三有爲の日本商人ありと雖も此輩は皆本年三月四月の交、府に到着したるものにしてグラント

ホテルの三層樓に宿泊して時々些少の取引を試むるもの過ぎず予は希望する處の如く規規の偏少なるものに非ず我國有爲の資本家が團結して大に爲そ處多しん事を切望するものなり

我日本より濠洲に到る海上は風波殊に靜穩にして所謂太平洋の名に負かず煙波五千三百英里航走船の早きもの三十五日長きも五日を出でず濠洲に達すべし其順路を記るざん先づ從つて横濱に抜き帆を揚げて東南に航走するものと數日にして東北貿易風の區域に入る此區域に入れば風位甚は變更せず恒に一定の方向より吹來り天象は變化錯亂も亦少きと以て隨つて勞を用ひ力と要する事も少なま斯くて數日を経過せば赤道線と横過して南半球に入り漸く進みて南緯五度の處におきば内中外の三航路あり尋常の航走船あれば中路を取るも敢て危險に患無しとす此航路はヒスマルク群島の間に航走するものにて(ヒスマルク群島は與地圖上にシロモン群島と記載する處なり去年五月獨逸國占領以來今の名に改稱せたるものなり)此航路は先年我國航走船諸信九が月夜に經過せし事ありしを絶へて危險の憂無かりしと云ふ)此れより復た東南貿易風の區域に入り旬日ならずして濠洲の連山と右舷に認めらるるよ沿ひ航走する事一兩日にして旭日の報章と翻へして、海に入り碇を投すれば其日毎夕新聞の早くもこれを探訪して直ち其紙上に登録し噴々として日本人の冒險大業あると稱揚するあるん且近時濠洲人民の日本人の敏捷にして清廉なるを欣賞して掛りざる處あれば我船の携帶したる貨物は直ちに售せ盡して復た餘す處無きに至る可し

此航走船が携帶すべきものは如何なる物品あるべしやといふに先づ濠洲人が食卓を供する印度米は濠洲にして風味宜しからずとの評あれば宜しく此糧を外さず漢相和えて佳味ある日本米と持ち往くべし(但し濠洲諸島に限り、濠洲人民は富家に於て且女子の衣服を裝飾する事男子よりも甚しけれバ宜しく我棉布、縮緬地を送るべし(愛蘭の婦女が炊婦とあれば本國にて一箇年の給料五十弗英國にては七十五弗なれども濠洲にては百八十弗と受く故に、一邊は下婢に至るまで美服を着せり、陶器、漆器、生漆等妙なり、日本製の麥藁帽子は閑雅なりとて近時西洋人比好評を得たり)此れも送るべし、濠洲人の日常飲用に供する茶は印度、支那製の紅茶もまた我が國産茶に非ず故に國製の茶を持ち往くは無益に似たりとす南米諸邦もまたは到る處我國の糖茶と賞美し且日常飲用之に仕用せる由なれば宜しく國製の糖茶數萬斤と荷積せよこれと濠洲商人に賣拂ふべし濠洲と南米諸邦とは直接の貿易汽船航路ありと云ふれば濠洲商人は濠洲の利源を以て南米國に送るるべし、國製の檜木、石炭、洋燈の等々等は其の價廉なれば其製造に於て果して精長ありせば必らず濠洲の市場上に於て他國製のものに競争するも敢て敗れざるものと無かる可し其他菓子、團扇、紙製の日傘、小間物類に於て所謂、クォーツと稱する雜貨を携帶すべし、唯此般の諸貨物を携帶するに一事の注意すべきものは我國より濠洲に到らんには南北温熱の四帯を經過せざる可らず隨て氣候の變化

殊に甚まきを以てこれが保存を氣付けざる可ざる事なり其保存に去て間然する處無く品質に於て精良ならば我國まで至廉の勞力を以て製造したる品物を勞力の賃銀七倍するの市場も販賣する事なきば其利源決て少からざるを信するなり

情又此航走船の航路するに當り濠洲より荷積み去て我國に携帶すべき物は羊毛と石炭とあり濠洲羊毛の廉價にして且精練の精緻なるは世の知る處にして英米國産のもの、比に非ず我國も近時漸く毛織物、絨氈等製造事業興起したる羊毛濠洲も亦少なからざる可しと信するあり又濠洲ユニカス地方の石炭は一噸より最上等十一志(我貨貨二圓七十五錢)されども尋常商賣上の取引に於ては九志四片(我貨貨二圓卅三錢三厘)にて容易に購求するを得べき今之と我國で積來る雜費と一噸に付一圓と高積りするも都合三圓三十三錢三厘なり然るに我國にて唐津、高島、磯内等の石炭の一噸六七圓の間もまた如何なる場合に到るも五圓三十錢より廉價なる事無し即ち石炭を以てても其利あるものと認むる懸けて見るが如し(此事は先年諸信九が濠洲石炭を積み歸りて利益を得たるものとあてて知るべし)

蓋し東北、東南の兩貿易風を往復共に利用し得るものは獨り日本と濠洲の航路のみならず嗚呼天此の風を降して我國人の利用するを任す而して我國人が今日迄これを用ひずこれを利せずは恬として顧みざるものあり獨り貿易上の愚人ののみならず亦天の罪人なりと云ふべし斯くて我船の往く可きものあれば彼も亦來り彼此の事情を相通じ公私の往來も亦頻繁なるに至らば其利益關係の及ばざる處獨り貿易上はみに非ざるあり

濠洲人民の近時に到り濠洲に日本國に注意するに至りたるが如し今春以來濠洲並に新西蘭の新聞紙上には廣々と我が國の現情を論説し日本は我が海隣國あり日本國內に濠洲羊毛の新販賣市場を求むべしと唱ふるもの比々相續ぎ濠洲は本年四月下旬メルボルン府紳商の大會議とあり先づ自から七萬五千磅を濠洲の商人より二萬五千磅と出さしめ都合十萬磅と資本とし濠洲の羊毛と日本に販賣し且日本國內に一箇の製紗製造所を新設せんとの議起り閣府在日日本名譽領事マックス氏の如くも現に其會議に列席たりとか聞かぬメルボルン府とメルボルン府との相互に其繁昌と競争する況からずとばメルボルン府民の企圖を開きてはメルボルン府民も亦恬として是れを坐視せず必らず是を以て我國との通商を企圖する事あるん、蓋し濠洲人民の日本國に注意するは今日より甚まきは無し嗚呼吾國有爲の人士は何んぞ過て此好機會を投せざる

第四十三條  
 渡局ノ求メ  
 アリアハ其善  
 條 爲替金渡  
 還付スヘシ  
 六箇月内  
 限テ過ケル  
 ○貴勳年金空  
 來る十日より  
 千四百九十圓  
 ○軍人待遇  
 賜進に其家人共  
 賜の節又は在  
 村會費五名以  
 後總代は五日  
 より少からず選  
 公務に因りて死  
 金五圓を贈る  
 中に他に對する  
 中野内又は一村  
 死者の家人は  
 者其の翌日より  
 の應を去るは其  
 受たる者は其の  
 二十年一月日  
 ○東京高等女  
 學方の義に付  
 一 生徒ハ學費  
 一 生活ノ準備  
 一 學費ハ一學  
 一 後凡一年間  
 一 學費ハ一學  
 一 日本國外  
 一 一學費ハ一  
 一 學費ハ一學  
 一 學費ハ一學

札帳通信  
 地より來札  
 りしが第二期  
 最初の七百五  
 は五百五六十  
 泊せる積取船  
 果實は至て致  
 直押賣扣の委  
 づるならんと  
 せしは二割五  
 する通り去十  
 頃迄の降り頻  
 時不通とされ  
 たれども當地  
 今に至つては  
 を止むるに至  
 甚だ困難を極  
 日は雨來對用  
 所あり右兩所  
 たれども儀式  
 入通信者は試  
 曉を去る儀と  
 札帳より六  
 も角も當道は  
 も妙からざり  
 改定せるもの  
 驅て容易く先  
 路の内新し起  
 常山嶽と云へ  
 に位せるを以  
 にて唯一清閑  
 みては十二三  
 稀に見る所を

官報  
 ○逓信省告示第百六號  
 明治十八年九月通商部第二十號告示第百六號  
 左ノ一章ヲ追加シ明治二十年一月十六日ヨリ施行ス  
 明治十九年十二月八日 逓信大臣隈本武揚

第六條 爲替金渡通知  
 第三十七條 爲替差出人其爲替金ノ渡付通知ヲ要スル  
 トキハ豫メ渡出局ニ之ヲ請求スベシ○第三十八條 爲  
 替金渡出ノ通知ハ渡出局ニ於テ爲替金ヲ携渡ストキ通  
 知書ニ受取人ノ印ヲ取リ即日之ヲ差出人ニ送付スル  
 モトトス○第三十九條 爲替金渡出ノ通知料ハ爲替  
 書一枚ニ付金二圓トス○第四十條 通知料ハ爲替書  
 ナリテ納ムヘシ其切手ハ爲替書又ハ小爲替原符ニ貼  
 付スヘシ但通知料ニ用ヒタル郵便切手ハ渡出局ニ於  
 テ消印シ納濟ノ禮トス○第四十一條 爲替金返戻ノ場  
 合ニ於テモ既納ノ通知料ハ還付セス○第四十二條 通  
 知料納濟ノ爲替ハ振出局ニ於テ其爲替證書(電信爲替  
 ハ領收證書)ニ通知料納濟ノ印ヲ捺捺シ交付スヘシ○